

3 消費税調査について

消費税の税務調査後にお客様との間でトラブルがあり税理士賠償責任問題になることが、多い税目ですので、チェックリストで注意すべき事項をお客様に説明しておくことが、大変重要なこととなってきます。

また、下記の事項は税務署が必ず調査を行う事項であることから、検証を行なってください。

- 1 還付申告における原始記録の確認。
- 2 課税売上高が5億円を超える事業者は、課税売上割合の95%の特例がなくなることから課税、非課税、特に不課税の売上の区分を注意すべきとなります。

※ 参考資料1

書面添付用チェックリスト（消費税決算・申告）

I 共通チェックリスト

科目	主な項目	チェック欄	摘要
1 課税事業者の判定	(1) 基準期間における課税売上高はいくらか。		
	(2) 事業年度を変更している場合の基準期間を確認したか。		
	(3) 基準期間が1年でない場合、課税売上高を1年に換算したか。(法人の場合)		
	(4) 資本金1,000万円以上の新設法人か。(社会福祉法人他一定のものを除く)		
	(5) 基準期間が免税であった場合、課税売上高を税込み額で判断したか。		
	(6) 基準期間の輸出免税を課税売上高に含めたか。		
	(7) 相続、合併又は分割があった場合の基準期間の課税売上高の計算は適正か。		
2 届出書	(1) 本則課税、簡易課税の選択の確認はできているか。		

	<p>(2) 各種届出書は提出期限内に提出されているか。(主な届出書は次のとおり)</p> <p>① 課税事業者届出書、納税義務者でなくなった旨の届出書</p> <p>② 課税事業者選択届出書、課税事業者選択不適用届出書</p> <p>③ 簡易課税制度選択届出書、簡易課税制度選択不適用届出書</p> <p>④ 課税期間特例選択届出書、課税期間特例選択不適用届出書</p>		
3 課税売上	(1) 課税・非課税・不課税売上の判定は適正か。		
	(2) 雑収入に課税売上となるものはないか。		
	(3) 自家消費を課税売上に計上したか。		
	(4) 売上と経費の相殺による売上の計上もれはないか。		
	(5) 固定資産の売却収入を課税売上に計上したか。		
科 目	主 な 項 目	チェック欄	摘 要
3 課税売上	(6) 対価性のない取引を課税対象から除外したか。		
	(7) 事業所得以外の所得のうち課税売上となるものはないか。(個人)		
	(8) 貸倒れ、対価の返還に係る控除は適正か。		
	(9) 税額の端数処理は適正か。		
4 その他	(1) 納税者へ書面添付制度について説明したか。		
	(2) 法 30 条「税務代理権限証書」を添付したか。		
	(3) 申告書の書面提出欄に○印を表示したか。		

II 本則課税の場合

科目	主な項目	チェック欄	摘要
1 課税仕入れ	(1) 非課税・不課税仕入を控除していないか。		
	(2) 課税から免税又は免税から課税事業者となった場合の棚卸資産の調整はできているか。		
2 課税売上割合	(1) 課税売上割合が95%以上か。		
	(2) 課税売上割合に有価証券の譲渡が反映されているか。		
	(3) 個別対応方式又は一括比例配分方式の選択は適正か。		
	(4) 個別対応方式の場合、課税仕入れの区分が適正か。		
	(5) 課税売上割合が著しく変動した場合の調整はされているか。		
	(6) 調整対象固定資産の用途を転用した場合の調整はされているか。		
3 その他	(1) 帳簿及び請求書等の保存がされているか。		
	(2) 帳簿の記帳要件は具備されているか。		
	(3) 還付申告の場合、「仕入控除税額に関する明細書」を添付しているか。		

III 簡易課税の場合

科目	主な項目	チェック欄	摘要
1 事業区分	(1) 基準期間の課税売上高が5,000万円以下か。		
	(2) 売上を帳簿上、事業の種類ごとに区分しているか。		
	(3) 事業区分ごとのみなし仕入率の適用は適正か。		

	(4) 2以上の事業を営む場合の特例計算は適正か。		
--	---------------------------	--	--

※ 参考資料 2 (国税速報抜粋)

消費税法改正の適用時期

仕入税額控除の改正は 24 年 4 月から、免税点制度は 25 年 1 月から適用

6 月 30 日、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」が公布・施行した。

消費税関係では、仕入税額控除制度が一部改正され、課税売上割合が 95% 以上の場合に課税仕入れに係る消費税額の全額の控除を認める制度の対象者が、その課税期間の課税売上高が 5 億円以下の事業者に限定された。つまり、課税売上高が 5 億円を超える事業者は、仕入税額控除の計算上、個別対応方式か一括比例配分方式で仕入控除税額を計算しなければならないことになる

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から適用される。つまり、3 月決算法人は 24 年度から、個人事業者は 25 年分から適用となる。

また、事業者免税点制度の見直しでは、特定期間(前期の上半期)における課税売上高又は給与等の支払総額が 1,000 万円を超えるときは事業者免税点制度の適用はないこととされた。平成 25 年 1 月 1 日以後開始する個人事業者のその年又は法人のその事業年度から適用となるため、個人事業者の場合、24 年 1~6 月の課税売上高又は給与等支払総額が 1,000 万円を超える場合は 25 年分から課税事業者に、3 月決算法人の場合は、24 年 4~9 月の課税売上高又は給与等支払総額が 1,000 万円を超える場合には 25 年度から課税事業者となる(図参照)。

事業者免税点制度・仕入税額控除制度の見直しの適用時期

	H23 7/1	10/1	H24 1/1	4/1	10/1	H25 1/1	4/1	10/1	H26 1/1	3/31
<個人事業者・12月決算法人>										
・事業者免税点制度	(平成23年分) 免税事業者		24.1.1～6.30の課税売上高又は給与支払総額が1,000万円超			(平成24年分) 免税事業者		(平成25年分) 課税事業者		
・仕入税額控除制度	(平成23年分) 95%ルール適用		(平成24年分) 95%ルール適用			(平成25年分) 課税売上高5億円超の事業者は95%ルールの適用不可				
<3月決算法人>										
・事業者免税点制度	(平成23年度) 免税事業者		24.4.1～9.30の課税売上高又は給与支払総額が1,000万円超			(平成24年度) 免税事業者		(平成25年度) 課税事業者		
・仕入税額控除制度	(平成23年度) 95%ルール適用		(平成24年度) 課税売上高5億円超の事業者は95%ルールの適用不可			(平成25年度) 課税売上高5億円超の事業者は95%ルールの適用不可				
<9月決算法人>										
・事業者免税点制度	(平成22年度) 免税事業者	(平成23年度) 免税事業者		24.10.1～25.3.31の課税売上高又は給与支払総額が1,000万円超			(平成24年度) 免税事業者	(平成25年度) 課税事業者		
・仕入税額控除制度	(平成22年度) 95%ルール適用	(平成23年度) 95%ルール適用		(平成24年度) 課税売上高5億円超の事業者は95%ルールの適用不可			(平成25年度) 課税売上高5億円超の事業者は95%ルールの適用不可			